

生活保護制度の概要等について

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

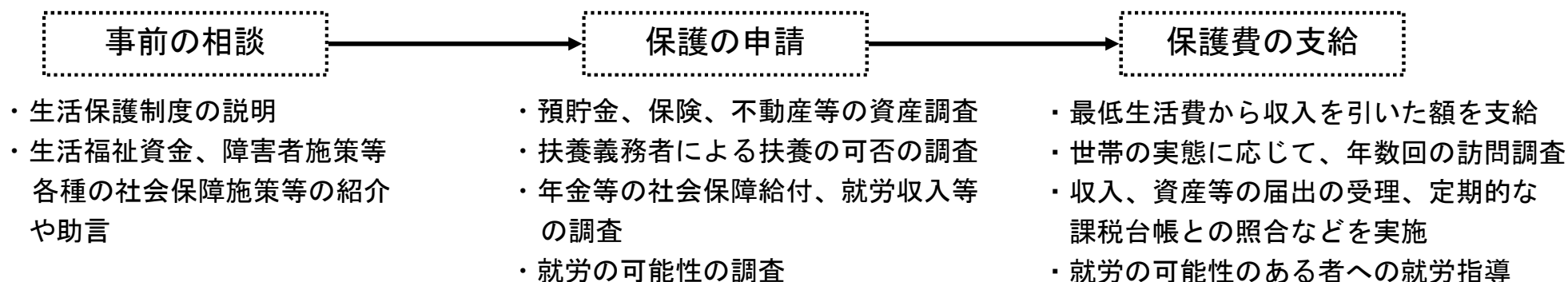
⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

○ 生活扶助額の例（平成30年10月時点）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,900円	133,630円
高齢者単身世帯(68歳)	79,550円	65,500円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,410円	100,190円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189,190円	161,890円

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算(VI区の5/12)を含む。

○ 生活保護の手続

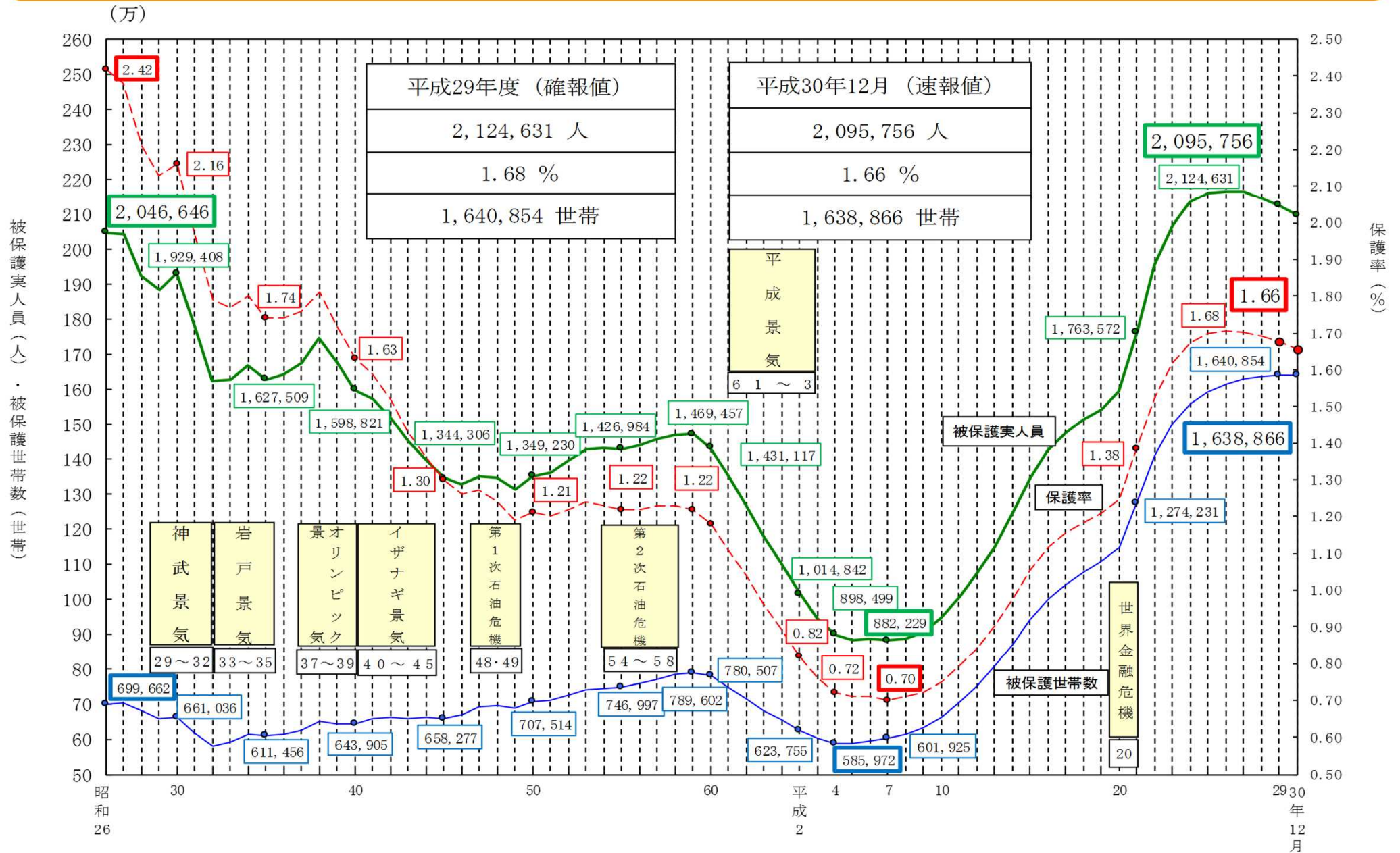


○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1,248カ所（都道府県207、市998、町村43（平成30年4月1日現在））
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - （市）被保護世帯240以下の場合：標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
 - （都道府県）被保護世帯390以下の場合：標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

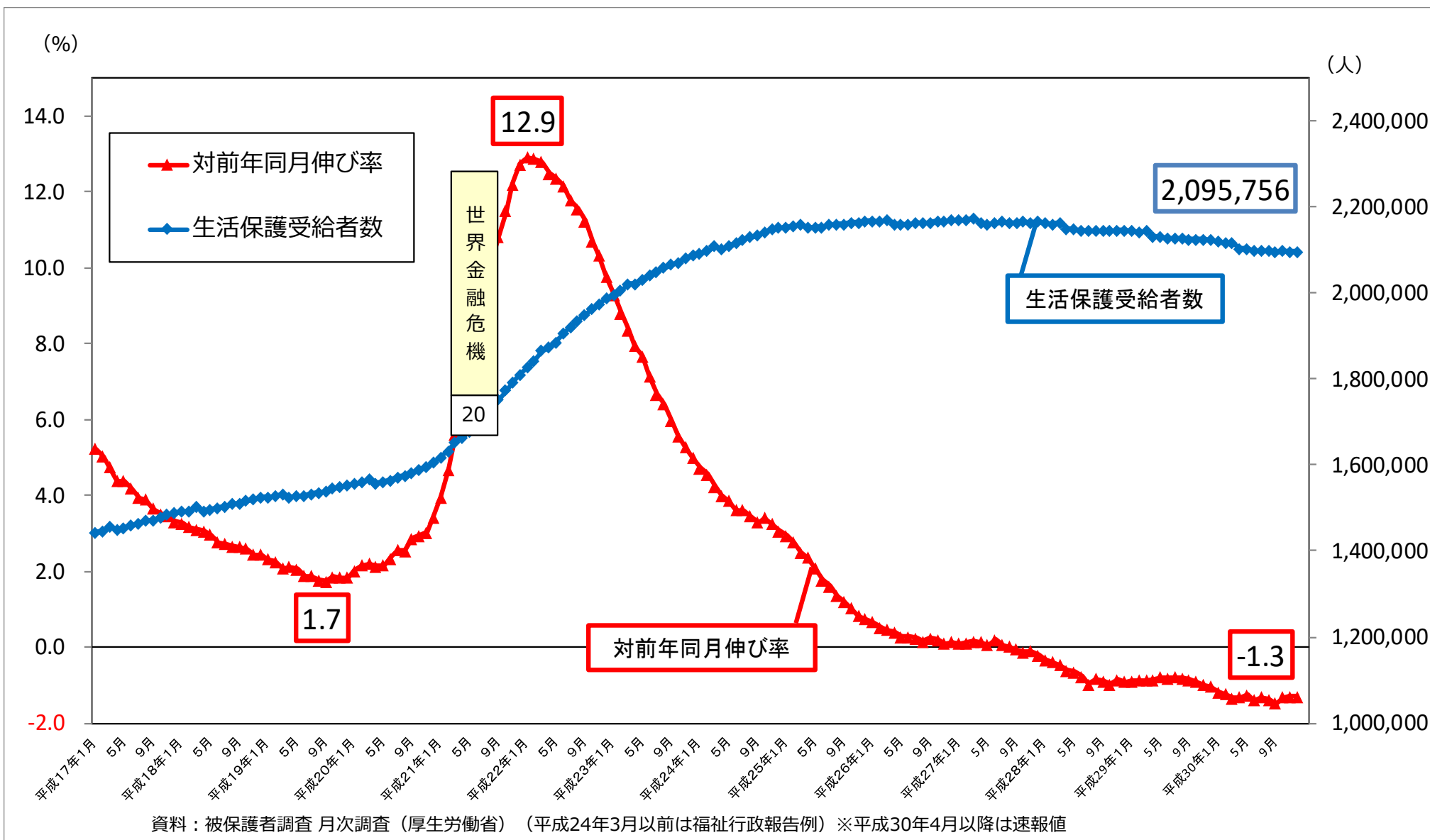
○ 生活保護受給者数は約210万人(平成30年12月・速報値)となっており、平成27年3月をピークに減少に転じ、引き続き減少傾向にある。



資料：被保護者調査 月次調査 (厚生労働省) (平成23年度以前は福祉行政報告例)

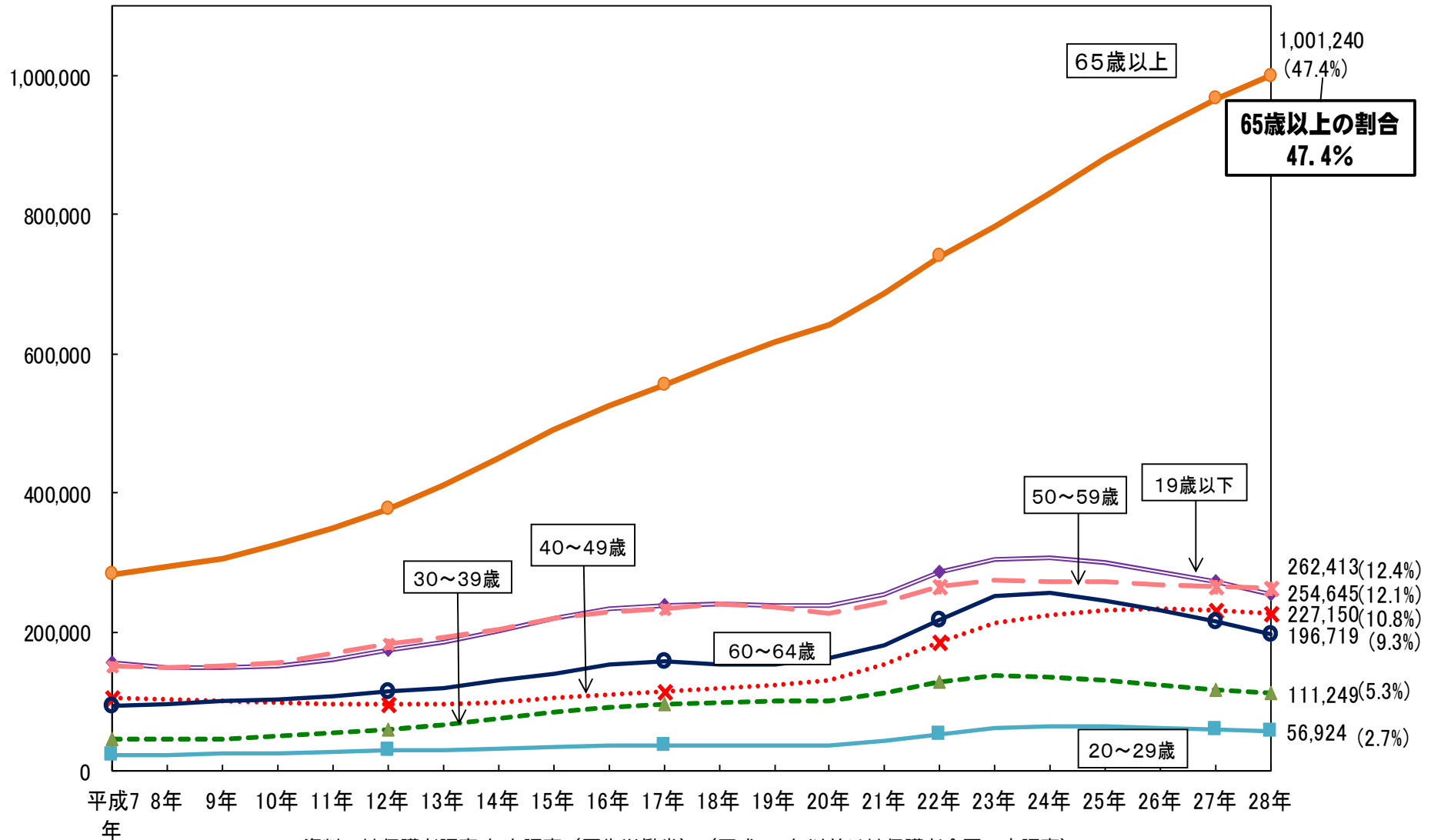
生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成30年12月現在で209万5,756人となっている。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 平成30年12月の対前年同月伸び率は▲1.3%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の47.4%は65歳以上の者。

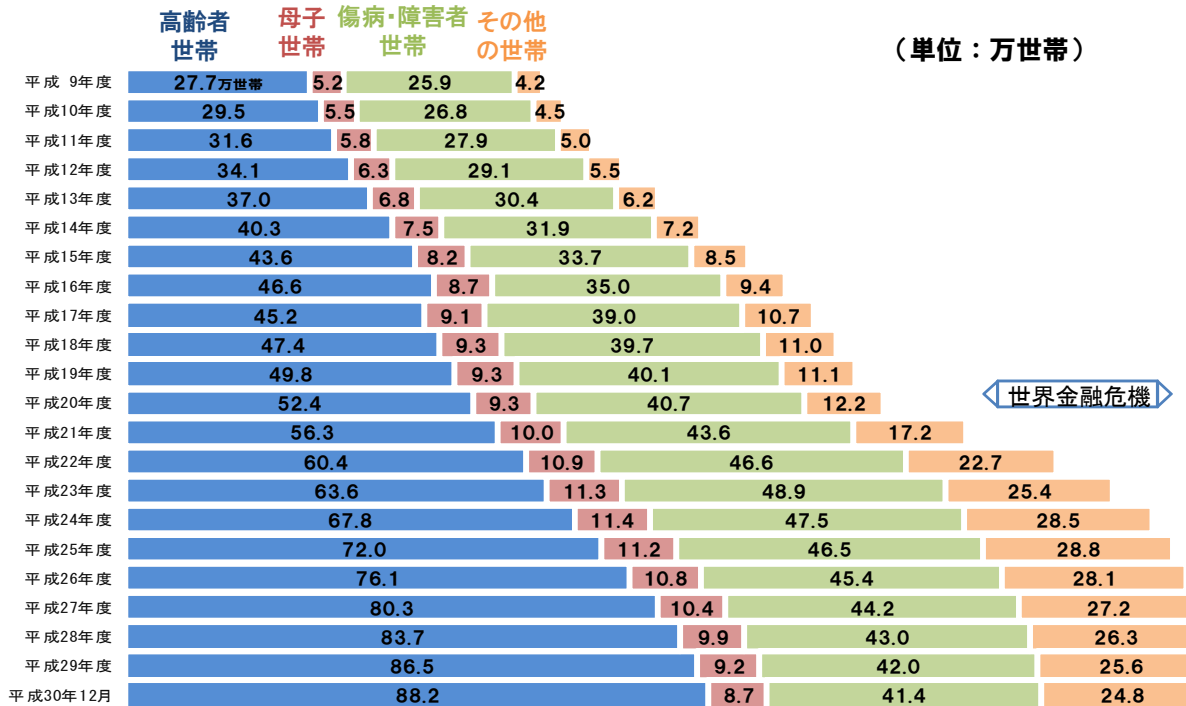


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

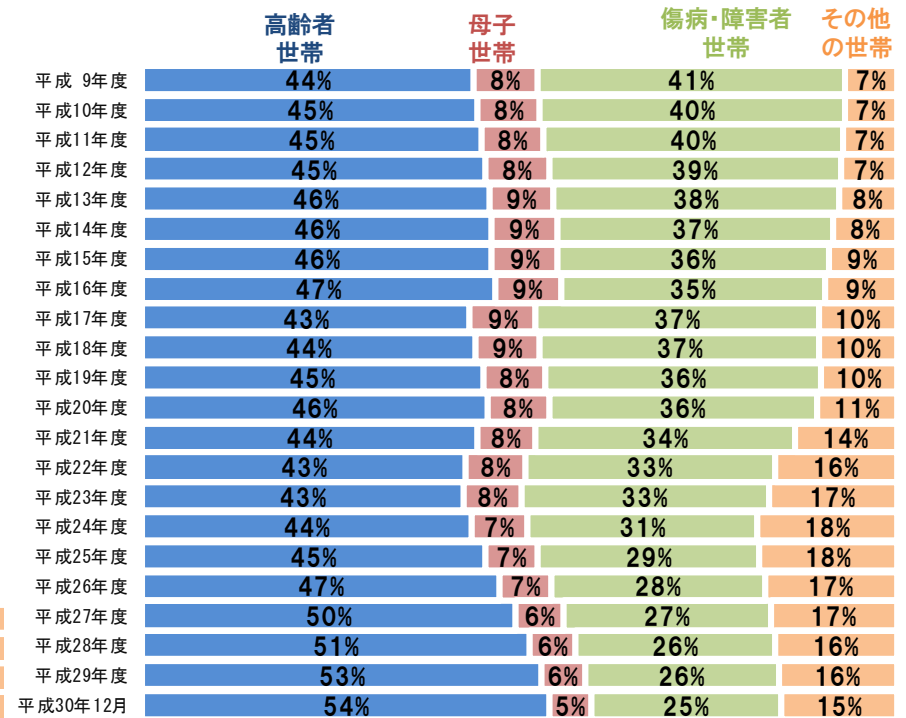
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

○ 世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

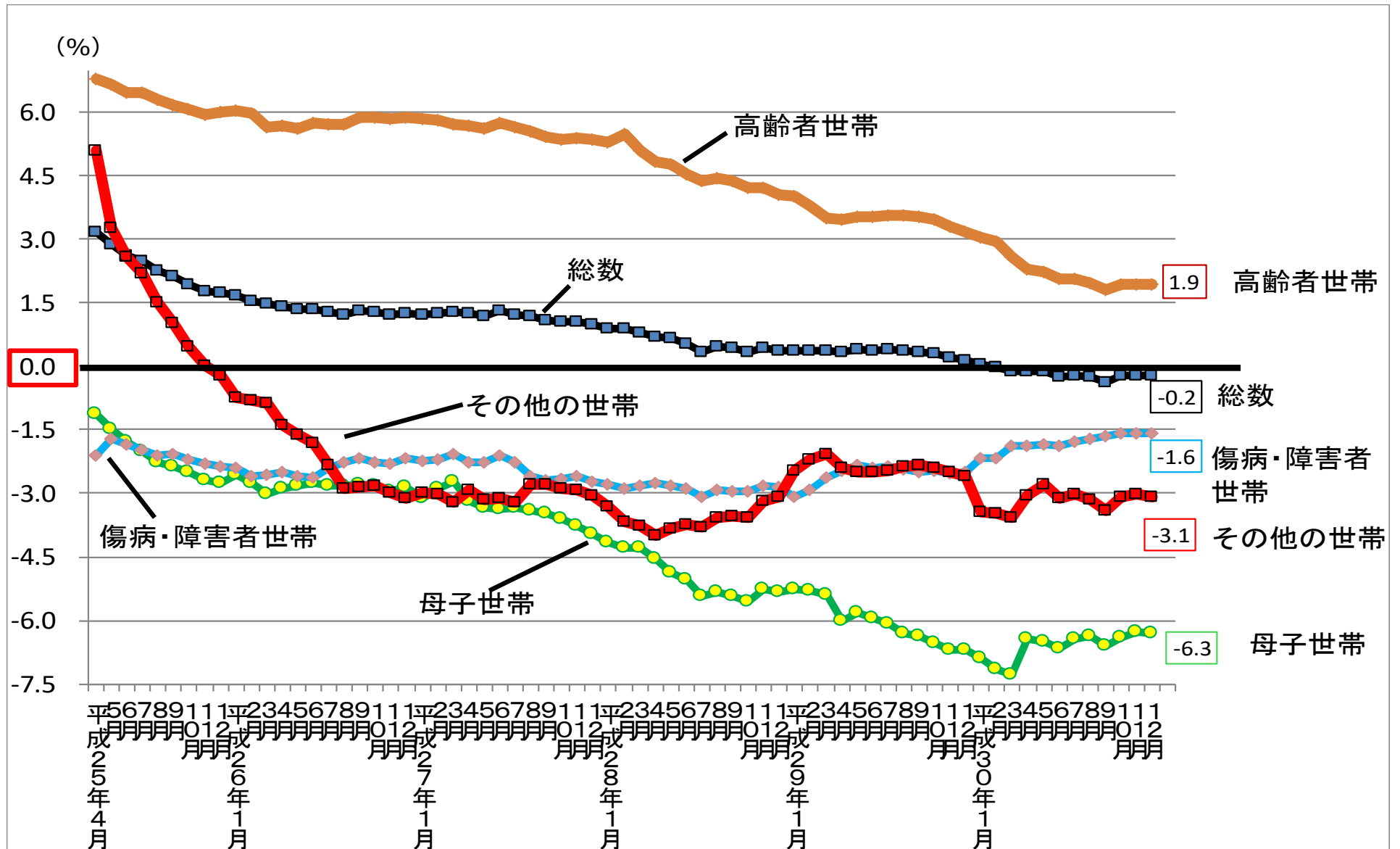
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）※平成30年12月は速報値

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○ 世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」はゆるやかに低下しつつプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（平成30年4月以降は速報値）

都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成30年12月時点)

○全国平均保護率: 1.66%(1.25%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.21 (2.65)
北海道	3.02 (2.55)
高知県	2.67 (2.27)
沖縄県	2.60 (1.77)
福岡県	2.45 (1.96)
青森県	2.31 (1.80)
京都府	2.23 (1.97)
東京都	2.10 (1.62)
長崎県	2.09 (1.70)
兵庫県	1.89 (1.47)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.85 (0.47)
島根県	0.84 (0.64)
滋賀県	0.79 (0.59)
群馬県	0.77 (0.45)
山形県	0.71 (0.45)
石川県	0.63 (0.47)
岐阜県	0.59 (0.34)
長野県	0.53 (0.35)
福井県	0.53 (0.30)
富山県	0.34 (0.24)

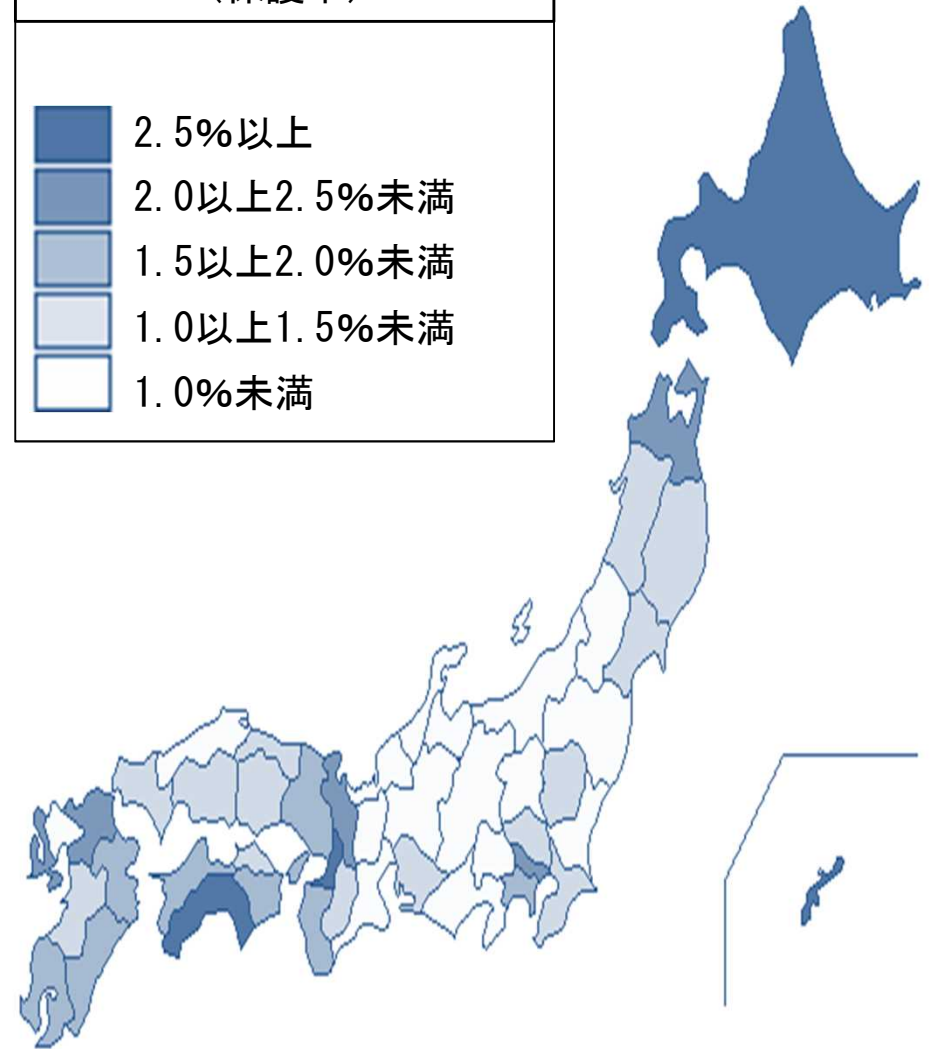
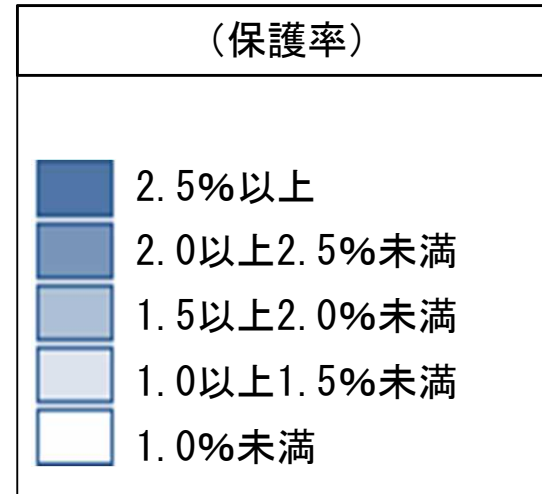
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.13 (4.44)
札幌市	3.69 (2.89)
堺市	3.06 (2.45)
神戸市	2.99 (2.65)
京都市	2.97 (2.70)
福岡市	2.78 (1.99)
北九州市	2.43 (1.56)
千葉市	2.15 (1.36)
熊本市	2.08 (1.58)
名古屋市	2.07 (1.31)
広島市	2.07 (1.67)
川崎市	2.05 (1.78)
相模原市	1.94 (1.03)
横浜市	1.87 (1.42)
岡山市	1.84 (1.38)
仙台市	1.67 (1.18)
さいたま市	1.54 (0.96)
新潟市	1.49 (1.02)
静岡市	1.32 (0.79)
浜松市	0.90 (0.48)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.49 (4.02)
那覇市	4.03 -
尼崎市	4.02 -
東大阪市	3.81 (3.27)
旭川市	3.71 (3.35)
高知市	3.56 (3.03)
青森市	3.00 (2.36)
長崎市	2.98 (2.30)
八尾市	2.90 -
和歌山市	2.60 (1.86)

下位10市	
	保護率(%)
柏市	1.10 (0.61)
福島市	1.03 -
郡山市	1.00 (0.71)
高崎市	0.94 -
金沢市	0.91 (0.65)
長野市	0.88 (0.48)
豊田市	0.55 (0.33)
豊橋市	0.55 (0.39)
岡崎市	0.53 (0.29)
富山市	0.47 (0.31)

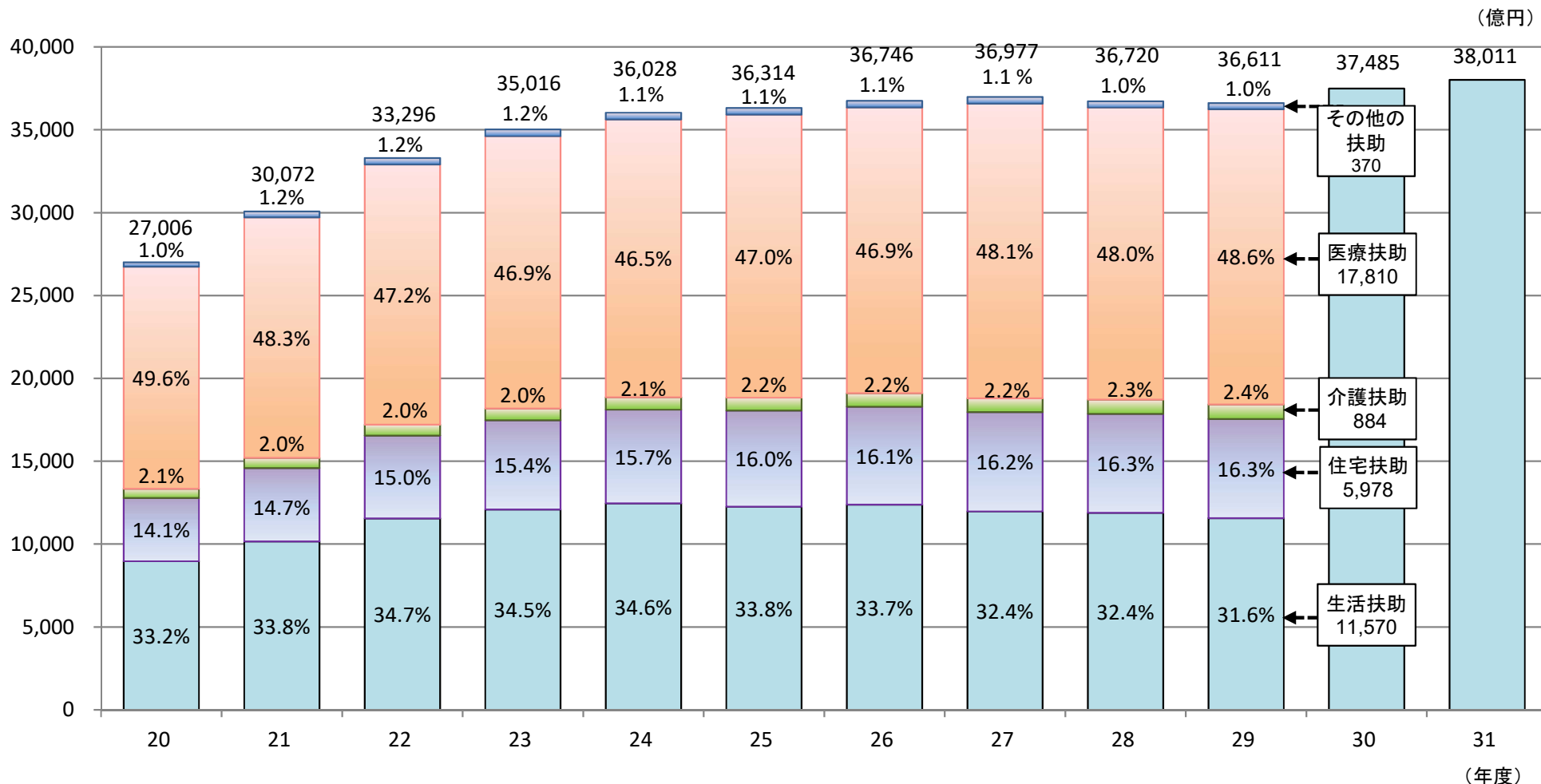


注1: 指定都市及び中核市数値は再掲

注2: 括弧内は10年前(平成20年度)の保護率

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成31年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



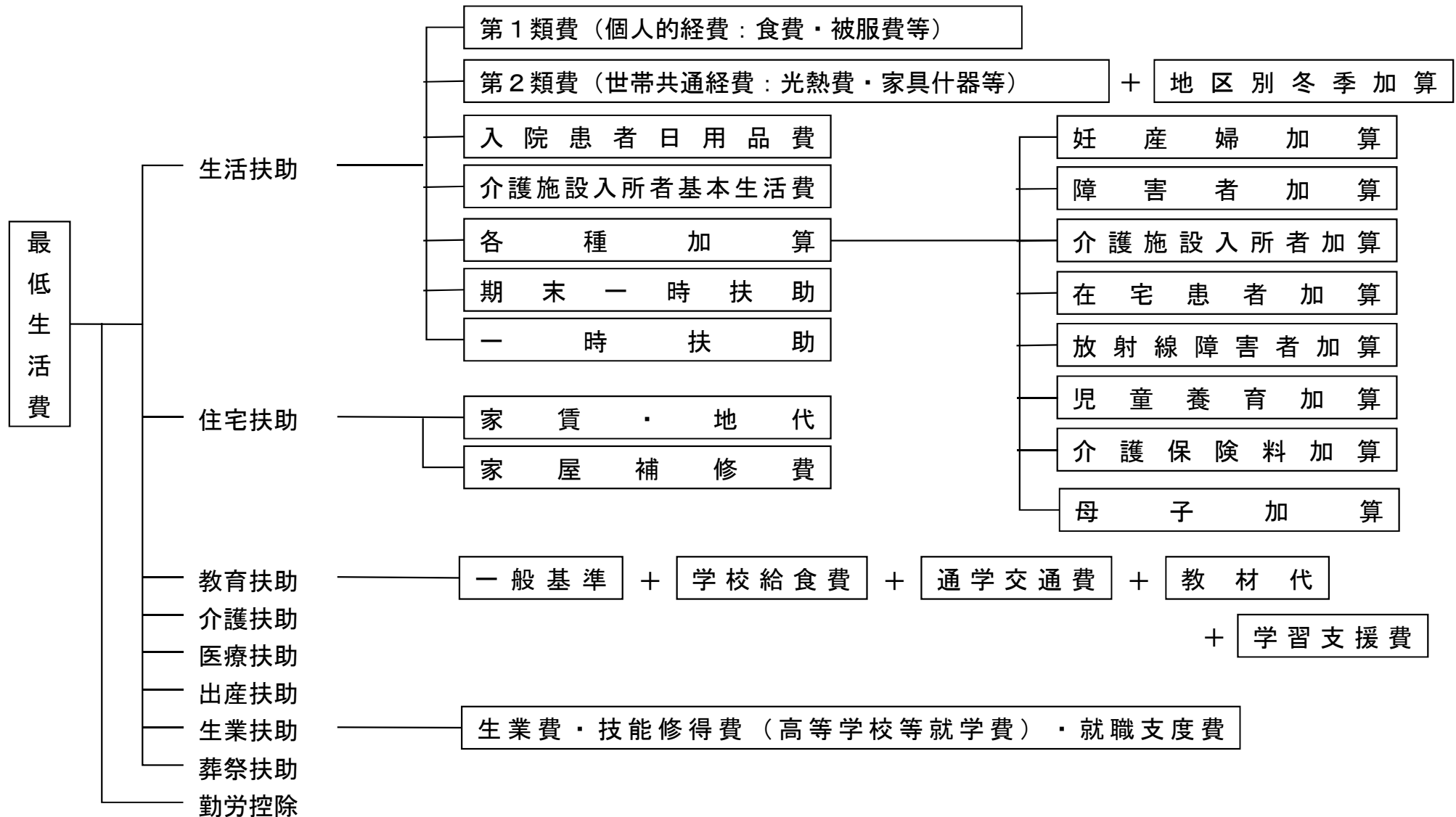
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成29年度までは実績額、30年度は補正後予算額、31年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（平成30年10月）

（月額）

種 類		概 要	平成30年10月基準額(1級地-1の場合)	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定(世帯人員別に逓減率を設定)	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 VI区(東京都など)の3人世帯の場合:4,160円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万2,680円	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給 (例: 歯ブラシ、下着、寝衣等)	9,690円以内	
	加算	妊産婦加算	妊産婦(妊娠中及び産後6ヵ月以内)である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6ヵ月未満の場合:8,960円 妊娠6ヵ月以上の場合:1万3,530円 産 後 の 場 合 : 8,320円
		母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費(ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用)を補填するものとして、ひとり親(母子世帯・父子世帯等)に対し支給	子ども1人の場合:2万1,400円 ※ 3段階施行の1年目(平成30年10月~平成31年9月)の金額
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合:2万6,310円 3級の場合:1万7,530円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給(例: 嗜好品、教養娯楽費等)	9,690円
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者(結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの)である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,020円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現患者の場合:4万3,120円 元患者の場合:2万1,560円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用(学校外活動費用)を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき1万円 (3歳未満等の場合:1万3,300円) ※ 3歳未満等については、3段階施行の1年目(平成30年10月~平成31年9月)の金額
	介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費	
	期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	単身世帯の場合:1万3,890円	
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要な経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 (被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他)		

住宅扶助	家賃、間代等		借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費(地域に応じて上限額を設定) 東京23区の場合:5万3,700円(単身世帯)、6万4,000円(2人世帯)、6万9,800円(3~5人世帯)
	住宅維持費		居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給 (補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)	年額12万2,000円
教育扶助			小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基準額(月額):小学校等2,600円、中学校等5,000円 教材代、学校給食費、交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費)(年額) :実費(小学校等上限額 1万5,700円以内、 中学校等上限額 5万8,700円以内)
介護扶助			介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助			病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助			出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	施設分娩の場合:実費(上限額29万5,000円以内) 居宅分娩の場合:実費(上限額25万9,000円以内)
生業扶助	生業費		生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万6,000円以内)
	技能修得費	技能修得費	生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給	実費(上限額8万円以内) (※ 以下の場合には38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に付くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限り、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
		高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の高校生等奨学給付金の活用やアルバイトなどにより負担。)	基本額(月額):5,200円 教材代・交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費)(年額):実費(上限額8万3,000円以内) など
	就職支度費		就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	3万1,000円以内

葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合：実費（上限額20万6,000円以内） 小人の場合：実費（上限額16万4,800円以内）
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定（全額控除額1万5,000円）
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万1,300円
	未成年者控除	就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,400円

○最低生活保障水準の具体的事例（平成30年10月）

1. 3人世帯（夫婦子1人世帯）【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	158,900	153,070	146,820	144,150	138,180	133,630
住宅扶助（上限額）	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,700	197,070	202,820	190,150	180,180	175,630

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	79,550	76,180	72,010	70,900	67,860	65,500
住宅扶助（上限額）	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	133,250	110,180	115,010	105,900	99,860	97,500

3. 高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	120,410	115,680	110,220	108,570	103,820	100,190
住宅扶助（上限額）	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	184,410	156,680	162,220	150,570	141,820	138,190

4. 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	189,190	183,660	175,400	173,460	166,190	161,890
住宅扶助（上限額）	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	258,990	227,660	231,400	219,460	208,190	203,890

※ 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、1級地－2：福山市、2級地－1：熊谷市、2級地－2：荒尾市、3級地－1：柳川市、3級地－2：さぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 平成30年10月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

生活扶助基準の改定方式の変遷

- ① 標準生計費方式(昭和21年～22年)
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
- ② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式
- ③ エンゲル方式(昭和36年～39年)
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式
- ④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式
- ⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)
当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式

(参考1)「生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)」(昭和58年12月23日中央社会福祉審議会)(抄)

2 生活扶助基準改定方式

生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向をふまえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。なお、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

(参考2)「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(平成16年12月15日社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会)(抄)

第2の1 生活扶助基準の評価・検証等について(1)評価・検証

いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

(参考3)「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」(平成15年12月16日社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会)(抄)

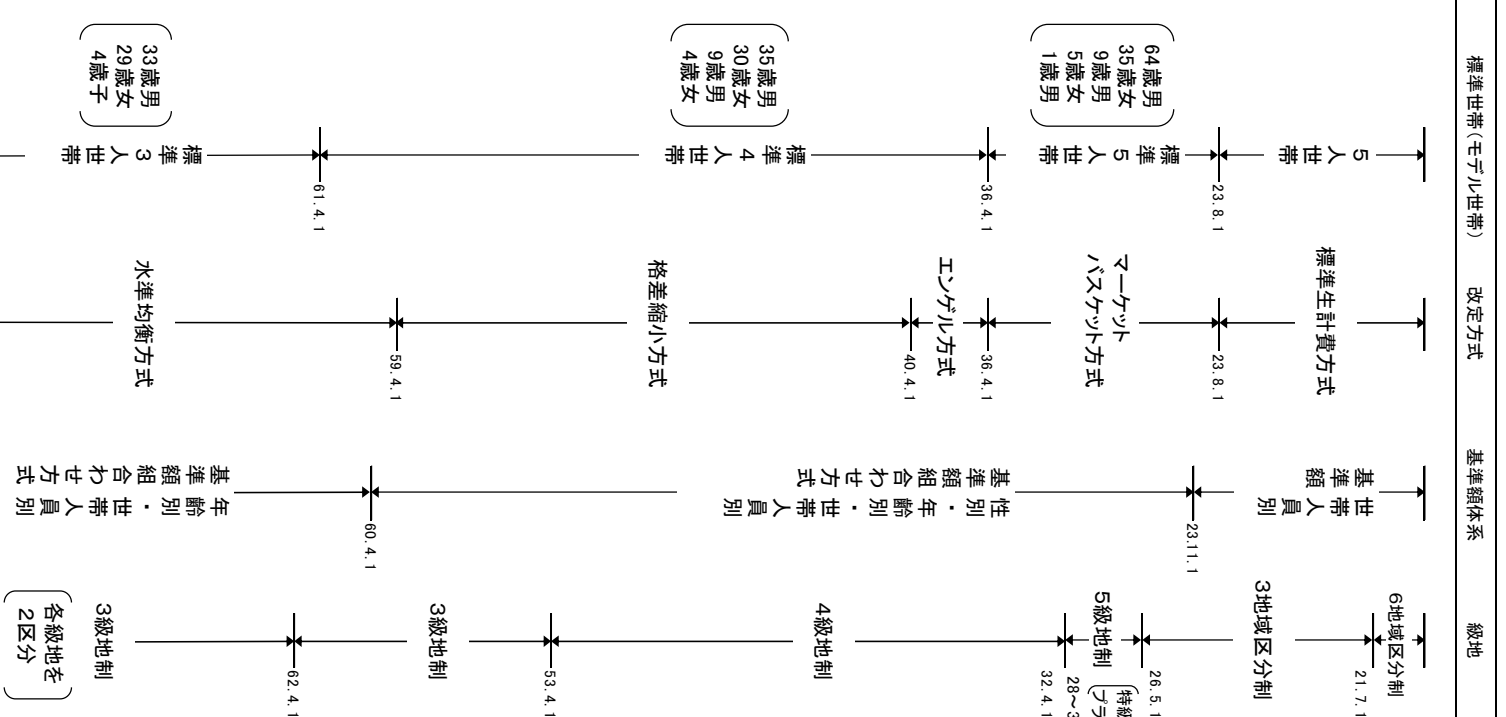
3 生活扶助基準の改定方式の在り方

- また、定期的な検証を行うまでの毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス、実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また、実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、改定の指標の在り方についても検討が必要である。この場合、国民にとってわかりやすいものとする必要があるため、例えば、年金改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。
- なお、急激な経済変動があった場合には、機械的に改定率を設定するのではなく、最低生活水準確保の見地から別途対応することが必要である。

生活扶助基準額の年次推移

実施年月日	標準世帯基準額 (1級地)	生活扶助基準の考え方				近年の定期的検証
		標準世帯(モデル世帯)	改定方式	基準額体系	級地	
昭和 21. 3.13	199.80					
21. 4. 1	252	標準世帯				
21. 7. 1	303	標準生計費方式				
21. 11. 1	456	標準 5人世帯				
22. 3. 1	630	標準 5人世帯				
22. 7. 1	912	標準 5人世帯				
22. 8. 1	1,326	標準 5人世帯				
22. 11. 1	1,500	標準 5人世帯				
23. 8. 1	4,100	標準 5人世帯				
23. 11. 1	4,535	標準 5人世帯				
24. 5. 1	5,200	標準 5人世帯				
26. 5. 1	5,826	標準 5人世帯				
27. 5. 1	7,200	標準 5人世帯				
28. 7. 1	8,000	標準 5人世帯				
32. 4. 1	8,850	標準 5人世帯				
34. 4. 1	9,346	標準 5人世帯				
35. 4. 1	9,621	標準 5人世帯				
36. 4. 1	10,344	標準 5人世帯				
37. 4. 1	12,213	標準 5人世帯				
38. 4. 1	14,289	標準 5人世帯				
39. 4. 1	16,147	標準 5人世帯				
40. 4. 1	18,204	標準 5人世帯				
41. 4. 1	20,662	標準 5人世帯				
42. 4. 1	23,451	標準 5人世帯				
43. 4. 1	26,500	標準 5人世帯				
44. 4. 1	29,945	標準 5人世帯				
45. 4. 1	34,137	標準 5人世帯				
46. 4. 1	38,916	標準 5人世帯				
47. 4. 1	44,364	標準 5人世帯				
48. 4. 1	50,575	標準 5人世帯				
49. 4. 1	60,690	標準 5人世帯				
50. 4. 1	74,952	標準 5人世帯				
51. 4. 1	84,321	標準 5人世帯				
52. 4. 1	95,114	標準 5人世帯				
53. 4. 1	105,577	標準 5人世帯				
54. 4. 1	114,340	標準 5人世帯				
55. 4. 1	124,173	標準 5人世帯				
56. 4. 1	134,976	標準 5人世帯				
57. 4. 1	143,345	標準 5人世帯				
58. 4. 1	148,649	標準 5人世帯				
59. 4. 1	152,960	標準 5人世帯				
60. 4. 1	157,396	標準 5人世帯				
	(124,487)	標準 5人世帯				
61. 4. 1	126,977	標準 5人世帯				
62. 4. 1	129,136	標準 5人世帯				
63. 4. 1	130,944	標準 5人世帯				
平成 元. 4. 1	136,444	標準 5人世帯				
2. 4. 1	140,674	標準 5人世帯				
3. 4. 1	145,457	標準 5人世帯				
4. 4. 1	149,966	標準 5人世帯				
5. 4. 1	153,265	標準 5人世帯				
6. 4. 1	155,717	標準 5人世帯				
7. 4. 1	157,274	標準 5人世帯				
8. 4. 1	158,375	標準 5人世帯				
9. 4. 1	161,859	標準 5人世帯				
10. 4. 1	163,316	標準 5人世帯				
11. 4. 1	163,806	標準 5人世帯				
12. 4. 1	163,970	標準 5人世帯				
13. 4. 1	163,970	標準 5人世帯				
14. 4. 1	163,970	標準 5人世帯				
15. 4. 1	162,490	標準 5人世帯				
16. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
17. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
18. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
19. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
20. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
21. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
22. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
23. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
24. 4. 1	162,170	標準 5人世帯				
25. 8. 1	156,810	標準 5人世帯				
26. 4. 1	155,840	標準 5人世帯				
27. 4. 1	150,110	標準 5人世帯				
28. 4. 1	150,110	標準 5人世帯				
29. 4. 1	150,110	標準 5人世帯				
30. 10. 1	148,900	標準 5人世帯				

生活扶助基準の考え方



※1 ()は昭和61年4月1日との比較のために、昭和60年4月1日における標準3人世帯基準額を記載したものを

※2 昭和62年4月1日以降の基準額は、1級地—1の基準額を記載した

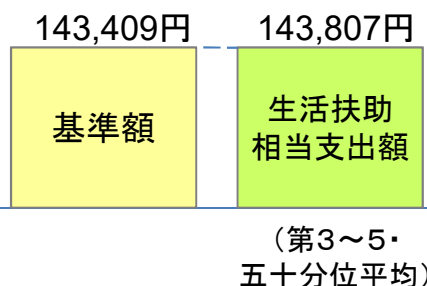

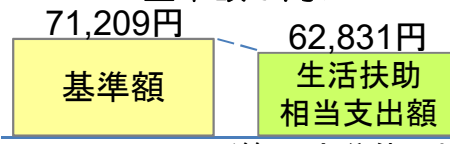
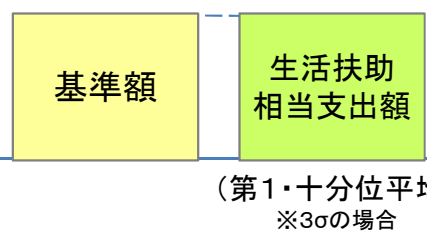
平成15・16年検証

平成19年検証

平成24年検証

平成29年検証

生活扶助基準の定期検証における検証結果と検証結果等を踏まえた見直し

	平成16年	平成19年	平成24年	平成29年
検証会議体	社会保障審議会福祉部会 生活保護制度の在り方に関する専門委員会	生活扶助基準に関する検討会	社会保障審議会 生活保護基準部会	社会保障審議会 生活保護基準部会
モデル世帯	・夫婦子1人世帯(勤労者)	①夫婦子1人世帯(有業あり) ②高齢単身世帯(60歳以上)	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p><検証内容> (ゆがみ是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来から生活扶助基準の比較対象としていた年収階級第1・十分位に属する世帯における年齢・世帯人員、級地別の消費水準と生活扶助基準の間どの程度乖離が生じているか検証を行った。 <p>※ 平成24年検証は、基準額表の体系に着目した検証を行い、給付水準の検証(高さ比べ)は行わなかった。</p> </div>	・夫婦子1人世帯(勤労者)
一般低所得世帯(所得分位)の範囲	年収階級第1・十分位	年収階級第1・十分位		年収階級第1・十分位
給付水準の検証結果	<p>・夫婦子1人世帯(勤労者)</p> <p>概ね均衡</p>  <p>143,409円 143,807円</p> <p>基準額 生活扶助相当支出額</p> <p>(第3~5・五十分位平均)</p>	<p>①夫婦子1人世帯(有業あり)</p> <p>基準額がやや高い</p>  <p>150,408円 148,781円</p> <p>基準額 生活扶助相当支出額</p> <p>(第1・十分位平均)</p> <p>②高齢単身世帯(60歳以上)</p> <p>基準額が高い</p>  <p>71,209円 62,831円</p> <p>基準額 生活扶助相当支出額</p> <p>(第1・十分位平均)</p>	<p>・夫婦子1人世帯(勤労者)</p> <p>概ね均衡</p>  <p>136,495円 136,638円</p> <p>基準額 生活扶助相当支出額</p> <p>(第1・十分位平均) ※3σの場合</p>	
検証結果等を踏まえた見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果を踏まえ、基準額は据え置き。 5年に1度実施される全国消費実態調査等を基に定期的に検証することをルール化。 	<ul style="list-style-type: none"> 当時の原油価格高騰の動向を勘案し、消費に与える影響等を見極めるため、基準額は据え置き。 	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果を踏まえ、基準額と消費実態との乖離を是正(ゆがみ是正分)。 前回の検証から、基準額を据え置きとしていたことを踏まえ、平成20年から23年までの物価の変動分を反映(デフレ分(▲4.78%))。 減額世帯に配慮して激変緩和措置を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果を踏まえ、①給付水準は据え置き、(全体として引下げない) ②平成24年検証と同様に、ゆがみ是正を実施(基準額が上がる世帯、下がる世帯様々) 減額世帯に配慮して激変緩和措置を適用。

社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果(平成29年12月)

1 生活扶助基準の検証

(1) 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)

夫婦子一人世帯(勤労者)をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較

⇒ 概ね均衡

(2) 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証

年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較

⇒ 世帯類型によって、生活扶助基準額が高いものや低いものなどばらつき

夫婦子一人世帯(勤労者)の生活扶助基準額と消費支出額との比較

概ね均衡

約13万6千円

約13万6千円



夫婦子一人世帯(勤労者) 第1・十分位の平均の平均生活扶助基準額 (第1~5・五十分位平均)(現行)

2 有子世帯の扶助・加算の検証

(1) 児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで

現行では児童手当見合いにより支給されており、生活扶助本体との重複が指摘

⇒ 一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均との均衡の観点から検証。子どもの健全育成のためには、社会的・文化的活動の機会が重要であるが、一般低所得世帯と中位階層との間で、学校外活動費用に1万円の差が確認された。

(2) 母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円

費用の必要性や設定根拠が不明確との指摘

⇒ ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活を送るために必要な消費支出を検証。ひとり親世帯がふたり親世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額を算出し、かかりまし費用と捉える。

(3) 教育扶助・高等学校等就学費

文房具などの日常的に必要な費用は平均的な費用を金銭給付。体操服や楽器、クラブ活動費など、購入時にまとまった額が必要となる費用については実費で支給することが考えられる。制服の買い直しや高校受験(2回目)への対応を可能にする。

3 検証結果に対する留意事項

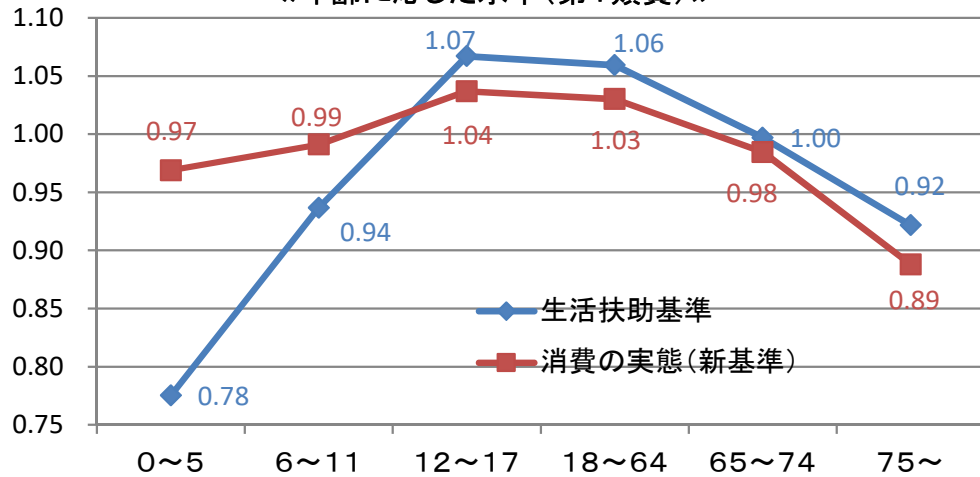
○ これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるが、これが唯一の手法というものではない。

○ 検証方法には一定の限界があり、世帯への影響に十分配慮し、検証結果を機械的に当てはめることのないよう強く求める。

年齢・世帯人員・居住地(級地)別の指数の平成29年検証結果

(1)「年齢別」の検証 ※全年齢平均を1とした指数

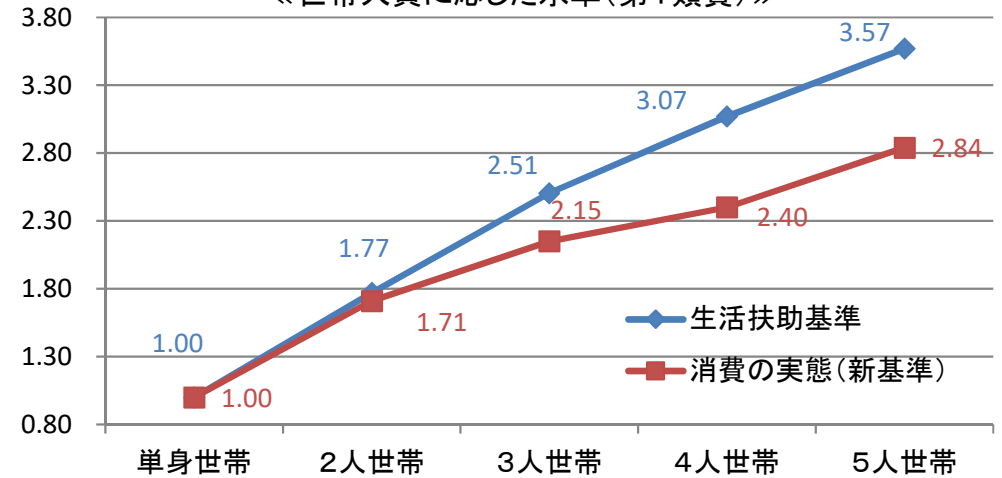
《年齢に応じた水準(第1類費)》



【結果】
・基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

(2)「世帯人員別(第1類費)」の検証

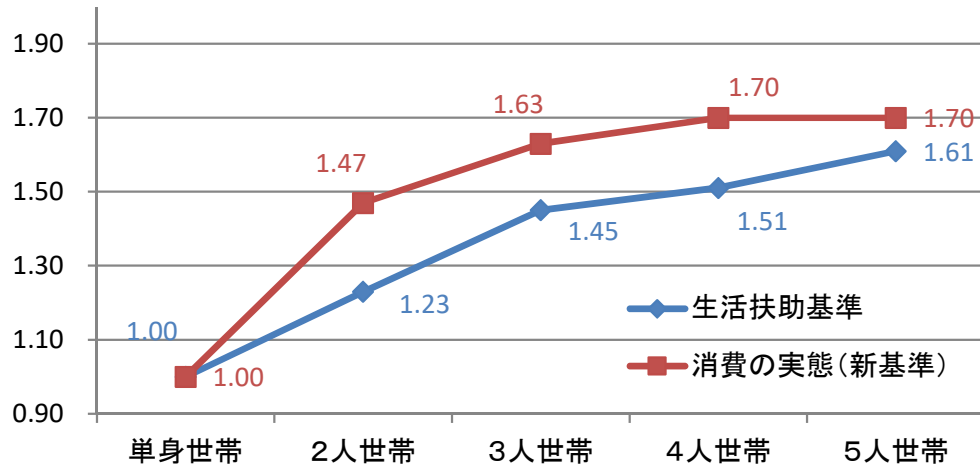
《世帯人員に応じた水準(第1類費)》



【結果】
・基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

(3)「世帯人員別(第2類費)」の検証

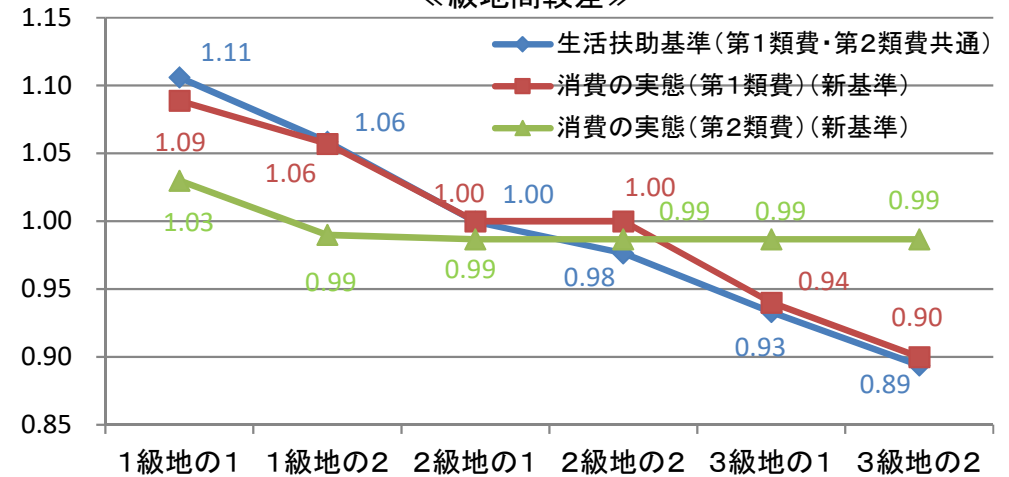
《世帯人員に応じた水準(第2類費)》



【結果】
・基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

(4)「居住地別(地域別)」の検証 ※全級地平均を1とした指数

《級地間較差》



【結果】
・基準額の地域差と比べれば、消費実態の地域差は小さくなっている。

今回の生活保護基準の見直しの概要(平成30年10月から3段階施行)

<生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

<生活扶助基準の検証結果>

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

<有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)/中学生まで ⇒見直し後:月1万円/高校生まで
母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒見直し後:平均月1.7万円

<検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることにしている。

世帯類型別の見直し影響 ①

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)

<検証結果をそのままあてはめた場合と▲5%以内の減額緩和措置適用後>

生活扶助本体+

児童養育加算+母子加算

平成30年10月

見直し額

世帯類型	級地	現行基準額①	検証結果②	増減率 (①/②)	▲5%以内 緩和措置適用		現行基準額④	新基準額⑤	増減率	H30年10月～	
						増減率					
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3~5歳)	1級地の1	14.8万円	14.5万円	-2.4%	-	-	15.8万円	15.5万円	-2.3%	15.7万円	-0.8%
	2級地の1	13.5万円	13.5万円	0.2%	-	-	14.5万円	14.5万円	0.2%	14.5万円	0.1%
	3級地の2	12.0万円	12.6万円	5.0%	-	-	13.0万円	13.6万円	4.6%	13.2万円	1.5%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.5万円	16.0万円	-13.7%	17.6万円	-5.0%	20.5万円	19.6万円	-4.5%	20.2万円	-1.5%
	2級地の1	16.9万円	14.9万円	-11.4%	16.0万円	-5.0%	18.9万円	18.0万円	-4.5%	18.6万円	-1.5%
	3級地の2	14.4万円	13.9万円	-3.8%	-	-	16.4万円	15.9万円	-3.4%	16.2万円	-1.1%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.5万円	12.0万円	4.9%	-	-	14.7万円	14.9万円	0.9%	14.8万円	0.3%
	2級地の1	10.4万円	11.3万円	8.6%	-	-	13.5万円	14.0万円	3.5%	13.6万円	1.2%
	3級地の2	9.3万円	10.5万円	13.4%	-	-	12.2万円	13.1万円	7.0%	12.5万円	2.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.5万円	14.6万円	-6.1%	14.7万円	-5.0%	20.0万円	19.2万円	-4.1%	19.7万円	-1.5%
	2級地の1	14.1万円	13.6万円	-3.6%	-	-	18.4万円	17.7万円	-3.6%	18.2万円	-1.2%
	3級地の2	12.4万円	12.7万円	2.1%	-	-	16.5万円	16.6万円	0.8%	16.6万円	0.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.3万円	14.7万円	-9.5%	15.5万円	-5.0%	19.7万円	19.9万円	0.7%	20.4万円	3.4%
	2級地の1	14.8万円	13.8万円	-7.1%	14.1万円	-5.0%	18.1万円	18.2万円	0.6%	18.8万円	3.9%
	3級地の2	12.7万円	12.8万円	0.5%	-	-	15.8万円	16.8万円	5.8%	16.8万円	6.2%
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	8.0万円	7.5万円	-6.1%	7.6万円	-5.0%	-	-	-	7.9万円	-1.7%
	2級地の1	7.2万円	7.0万円	-2.7%	-	-	-	-	-	7.2万円	-0.9%
	3級地の2	6.5万円	6.6万円	1.9%	-	-	-	-	-	6.5万円	0.6%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	12.2万円	1.6%	-	-	-	-	-	12.1万円	0.5%
	2級地の1	10.8万円	11.4万円	5.1%	-	-	-	-	-	11.0万円	1.7%
	3級地の2	9.7万円	10.6万円	9.7%	-	-	-	-	-	10.0万円	3.2%

世帯類型別の見直し影響 ②

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)
 <検証結果をそのままあてはめた場合と▲5%以内の減額緩和措置適用後>

平成30年10月
見直し額

世帯類型	級地	現行基準額①	検証結果②	増減率 (②/①)	▲5%以内 緩和措置適用		H30年10月～	
					増減率			
高齢単身世帯 (65歳)	1級地の1	8.0万円	7.3万円	-8.3%	7.6万円	-5.0%	7.8万円	-1.7%
	2級地の1	7.2万円	6.9万円	-4.9%	-	-	7.1万円	-1.6%
	3級地の2	6.4万円	6.4万円	-0.3%	-	-	6.4万円	-0.1%
高齢単身世帯 (70歳)	1級地の1	7.5万円	7.3万円	-1.9%	-	-	7.4万円	-0.6%
	2級地の1	6.7万円	6.9万円	1.6%	-	-	6.8万円	0.5%
	3級地の2	6.0万円	6.4万円	6.6%	-	-	6.2万円	2.2%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地の1	7.5万円	6.9万円	-7.8%	7.1万円	-5.0%	7.3万円	-1.7%
	2級地の1	6.7万円	6.5万円	-4.3%	-	-	6.6万円	-1.4%
	3級地の2	6.0万円	6.1万円	0.6%	-	-	6.0万円	0.2%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	11.8万円	-0.8%	-	-	11.9万円	-0.3%
	2級地の1	10.8万円	11.1万円	2.7%	-	-	10.9万円	0.9%
	3級地の2	9.6万円	10.3万円	7.3%	-	-	9.9万円	2.4%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	11.1万円	0.7%	-	-	11.0万円	0.2%
	2級地の1	9.9万円	10.4万円	4.3%	-	-	10.1万円	1.4%
	3級地の2	8.9万円	9.7万円	9.3%	-	-	9.2万円	3.1%

見直し影響世帯割合 (推計値)

生活扶助費本体(第1類費・
第2類費)、児童養育加算・
母子加算の増減額

	全世帯	有子世帯	母子世帯
生活扶助費が上がる世帯	26%	57%	61%
生活扶助費が変わらない世帯	8%	0%	0%
生活扶助費が下がる世帯	67%	43%	38%

- ※ 上記の値については一定の仮定をおいた粗い試算である。
- ※ 端数処理の関係上、合計が100%とならない場合がある。
- ※ 生活扶助費が変わらない世帯とは、主に、入院・入所中の者のみで構成される世帯のことである。

近年の生活扶助基準以外の扶助・加算の見直しについて

扶助・加算	見直し時期	見直しの内容
住宅扶助	平成27年7月	<p>○地域ごとの住宅扶助上限額の適正化 住宅扶助上限額について、各地域において最低居住面積水準（単身世帯の場合で25㎡以上）を満たす民営借家等を13%確保可能な水準となるよう是正するとともに、近年の家賃物価の動向等も踏まえて是正</p> <p>※ 見直し前の住宅扶助上限額が、最低居住面積水準を満たす民営借家等を全国平均で13%確保していたことを考慮したもの。 ※ 転居困難な場合は見直し前の額を適用する等の経過措置を講じた。</p> <p>○地域ごとの住宅扶助上限額の適正化 より適切な住環境を備えた住宅へ誘導するため、床面積が15㎡以下の場合に減額する仕組みを導入 （15㎡～11㎡の場合▲10%、10㎡～7㎡の場合▲20%、6㎡以下の場合▲30%） など</p>
冬季加算	平成27年11月 （一部地域は10月）	<p>○地区別の冬季加算の水準の適正化 一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえて是正</p> <p style="text-align: right;">など</p>